

# 児童手当制度のご案内

2024年10月からの児童手当は日本国内に居住する（留学は除く）高校生年代（18歳到達後最初の年度末）までのお子さんを養育されている方に支給されます。

## 請求者 申請先

お子さんを養育する父母等のうち、所得が高い方の名前で手続きしてください。  
振込先の口座は請求者名義のものに限ります。

※所得の高い方の住所が一宮市以外に住所がある場合は所得の高い方の住所地で手続きしてください。

## 支給開始

手続きした月の翌月分から支給されます。ただし、児童の誕生日や一宮市に住むようになった日（前住所地の転出予定日）が月末の場合は、翌月に手続きした場合でも、その日（誕生日や転出予定日）の翌日から15日以内（15日目が休日など閉庁日のときは翌開庁日）に手続きすれば、手続きした月分から支給になるため、お早めに手続きをしてください。これを過ぎると手当が支給されない月ができるため、ご注意ください。

## 手当月額

児童手当の月額額は、22歳年度末までのお子さんの人数と年齢により、次のとおり支給されます。

22歳年度末までのお子さんの人数	3歳未満	3歳以上 高校生年代まで
1人目・2人目	15,000円	10,000円
3人目以降	30,000円	

※1・2人目の手当月額は3歳になった翌月から1万円になります。

※18歳年度末以降～22歳年度末までのお子さんについては進学・就職等の状況にかかわらず、申請者がそのお子さんを養育し、経済的負担をしている場合には人数として含みます。養育し、経済的負担をしていない場合には、人数として含みません。

## 支払日

偶数月の各10日 ※10日が土日祝日の場合はその前日になります。  
(12月(10、11月分)、2月(12、1月分)、4月(2、3月分)、6月(4、5月分)、8月(6、7月分)、10月(8、9月分))

## 受付場所

受付時間 … 平日の午前8時30分から午後5時15分

- 一宮市役所 本庁舎 子育て支援課 手当グループ
- 尾西庁舎 窓口課 ○ 木曾川庁舎 総務窓口課 ○ 各出張所

※公務員の方は勤務先で手続きしてください(「公益法人等派遣法」該当職員は除く)。

## 必要なもの

- 請求者名義の普通預金通帳
- 請求者又は来庁者の運転免許証等本人確認書類
- 請求者の健康保険証のコピーまたは年金加入証明書

(申請時点で3歳未満の児童がいる方のうち、以下の共済組合員証を使っている方が必要)

共済組合員証の種類	添付書類
日本郵政共済組合員証、文部科学省共済組合員証(大学支部)、勤務先が独立行政法人であることが明らかな共済組合員証	健康保険証のコピー
上記以外の共済組合員証(私立学校教職員共済は除く)	年金加入証明書

※お使いの保険証が共済組合員証以外の方、私立学校教職員共済の方は保険証のコピー・年金加入証明書は不要です。

※3歳未満のお子さんを養育していない方は健康保険証のコピーまたは年金加入証明書の提出は不要です。

○マイナンバーカード(請求者及び配偶者のもの)

## 注意事項

必要なものがそろわない場合でも手続きできます。まずはお早めに手続きし、他の必要書類は後日提出してください。

## ●●● 申請する上で別途記入していただく届出 ●●●

- 別居監護に関する申立書(請求者と児童が住民登録上別居している場合)
- 監護相当・生計費の負担についての確認書(18歳年度末以降～22歳年度末までのお子さんを養育していて経済的負担をしている場合※)
- ※養育しているお子さんが3人に満たず、多子加算の対象とならない場合は提出不要です。
- ※その他追加で必要な書類を求めることがあります。

## ●●● 児童手当を受給している方に必要な届出 ●●●

届出の種類	届出が必要な場合
現況届	毎年6月に所得や児童の扶養の状況などの受給資格を確認します (2022年6月より一部の方を除き、原則提出不要となります。)
額改定認定請求書	出生により児童が増えたとき 監護・養育する子が増えたとき
額改定届	監護・生計関係の変化などにより養育する子が減ったとき 児童が施設に入所または里親などに委託されたとき 国外に転出したとき(留学は除く)
受給事由消滅届	受給者が、市外へ転出したとき・死亡したとき・公務員になったとき 児童を監護しなくなったとき、支給対象となる児童がいなくなったとき 拘禁されたとき、生計主体(父母のうち所得が高い方)が変わったとき 児童が施設に入所または里親などに委託されたとき 国外に転出したとき(留学は除く)
変更届	住所が変わったとき ※市内で世帯全員が転居した場合を除く 加入する年金が変わったとき(厚生年金から国民年金等) 支払希望金融機関および口座番号等を変更したとき(お子さんなど受給者以外の 名義には変更できません。) 金融機関の統廃合などによる変更があったとき
監護相当・生計費の負担についての確認書	住所が変わったとき ※市内で世帯全員が転居した場合を除く お子さんが18歳年度末を迎えたとき お子さんの進学先や卒業予定年月に変更があったとき お子さんのご状況(進学・就職等)に変更があったとき お子さんに対する監護相当・生計費の負担の状況に変更があったとき

上記以外にも届出が必要な場合があります。児童の監護状況に変更がある場合はお問い合わせください。

### 注意事項

下記に該当する場合は窓口・電話にてお申出ください。

- 児童が施設(児童養護施設等)に入所、里親などに委託されている… 手当は施設の設置者、里親への支給となります。(短期間入所する場合も監護状況についての届出が必要です。)
- 父母が離婚協議中(調停期日呼出状、内容証明郵便、家庭裁判所における事件係属証明書等がある場合)または離婚して、児童と別世帯になっている… 児童と同世帯の父母に手当を支給します。
- DV等の被害を受けて避難している…マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。
- 未成年後見人が選任される…父母がいても未成年後見人への支給となります。



問い合わせ先 一宮市役所 子育て支援課 手当グループ  
TEL(0586) 28-9023(直通)